

第 5 回懇談会検討資料

1 条例の構成例

区産業振興基本条例

(前文)

自治体の歴史、特色、産業の捉え方、産業振興の方向性、など。

.....
.....

(目的)

産業の発展、地域経済活性化を図るため、地域の特性を生かした産業振興のあり方や今後の方向性、各主体の役割など、産業振興に関する基本的な事項を定める。

第1条
.....

(定義)

条例中における用語の定義を規定する。

第2条
.....

(基本理念)(基本方針)

産業振興、地域経済の活性化を推進するための基本的な理念や方針。

第3条
.....

(基本施策)

基本理念・基本方針に基づき区が講じる、産業振興・地域経済の活性化に関する施策。

第4条
.....

(区の責務)

基本理念を実現するための自治体の役割、求められる姿勢など。

第5条
.....

(事業者等の役割・責務)

基本理念を実現するために求められる事業所等の役割・責務、あり方、求められる経営など。

第6条
.

(商店会の役割・責務)

商店会の役割の再定義、あり方、求められる商店街像、商店会加入促進など。

第7条
.

(大企業者の役割、理解、協力)

大企業の地域において求められる役割、理解、協力のあり方など。

第8条
.

(教育機関の役割、理解、協力)

教育機関の役割、理解、協力のあり方など。

第9条
.

(区民の役割、理解、協力)

区民の役割、理解、協力、消費等のあり方など。

第10条
.

(創業及び新たな事業の創出等の促進)

創業及び新たな事業の創出等の促進のための事業環境の整備など。

第11条
.

(産業振興、地域経済の活性化の推進に当たっての措置等)

産業振興、地域経済の活性化の推進に当たり、必要な措置を講ずるように努めること、など。

第12条
.

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

2 他自治体条例(例)

八尾市中小企業地域経済振興基本条例

平成 13 年 3 月 30 日
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。

(2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(3) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であって中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

(基本方針)

第 3 条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第 4 条 中小企業振興は、市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構すべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

(1) 産業集積の基盤を強化するための施策

(2) 産業集積の高度化を推進するための施策

(3) 産業集積のネットワークを強化するための施策

(4) 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第 5 条 市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による

施策の推進並びに必要な応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 他自治体の条例構成

自治体名	墨田区	千代田区	豊島区	江東区
条例名	墨田区中小企業振興基本条例	千代田区中小企業振興基本条例	豊島区商工振興条例	江東区地域経済活性化条例
前文	-	-	-	-
第1条	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義
第3条	基本方針	基本方針	基本方針	基本理念
第4条	施策の大綱	基本的施策	基本施策	基本施策
第5条	区長の責務	区の責務	協働の促進	区の責務
第6条	中小企業者の努力	中小企業の責務	事業者の責務	事業者の責務
第7条	区民等の理解と協力	区民等の理解と協力	商店会の責務等	商店会等の責務
第8条	委任	大企業者の理解と協力	商店会への加入促進	区民の役割
第9条	-	委任	区民の理解及び協力	大企業者の理解と協力
第10条	-	-	商工政策審議会	委任
第11条	-	-	委任	-
第12条	-	-	-	-
第13条	-	-	-	-
第14条	-	-	-	-
第15条	-	-	-	-
第16条	-	-	-	-
第17条	-	-	-	-
第18条	-	-	-	-
第19条	-	-	-	-
第20条	-	-	-	-
第21条	-	-	-	-

自治体名	八尾市	千葉県	帯広市	釧路市
条例名	八尾市中小企業地域経済振興基本条例	千葉県中小企業の振興に関する条例	帯広市中小企業振興基本条例	釧路市中小企業基本条例
前文	-	あり	あり	あり
第1条	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義
第3条	基本方針	基本理念	中小企業振興の基本的方向	基本理念
第4条	基本的施策	県の責務	市長の責務	市の役割
第5条	市の責務	中小企業者等の努力	中小企業者の役割と努力	中小企業等の役割
第6条	中小企業者等の努力	中小企業に関する団体等の役割	市民の理解と協力	大企業者の役割
第7条	市民の理解と協力	大企業者の役割	委任規定	市民の役割
第8条	大企業者等の努力	大学等の役割	-	基本的施策
第9条	委任	県民の理解と協力	-	地域経済円卓会議
第10条	-	市町村への協力	-	委任
第11条	-	基本方針	-	-
第12条	-	創業等への意欲的な取組の促進	-	-
第13条	-	連携の促進	-	-
第14条	-	経営基盤の強化の促進	-	-
第15条	-	人材の確保及び育成の支援	-	-
第16条	-	地域づくりによる地域の活性化の促進	-	-
第17条	-	中小企業振興施策の公表等	-	-
第18条	-	施策実施上の配慮	-	-
第19条	-	受注機会の確保	-	-
第20条	-	調査及び研究	-	-
第21条	-	財政上の措置	-	-

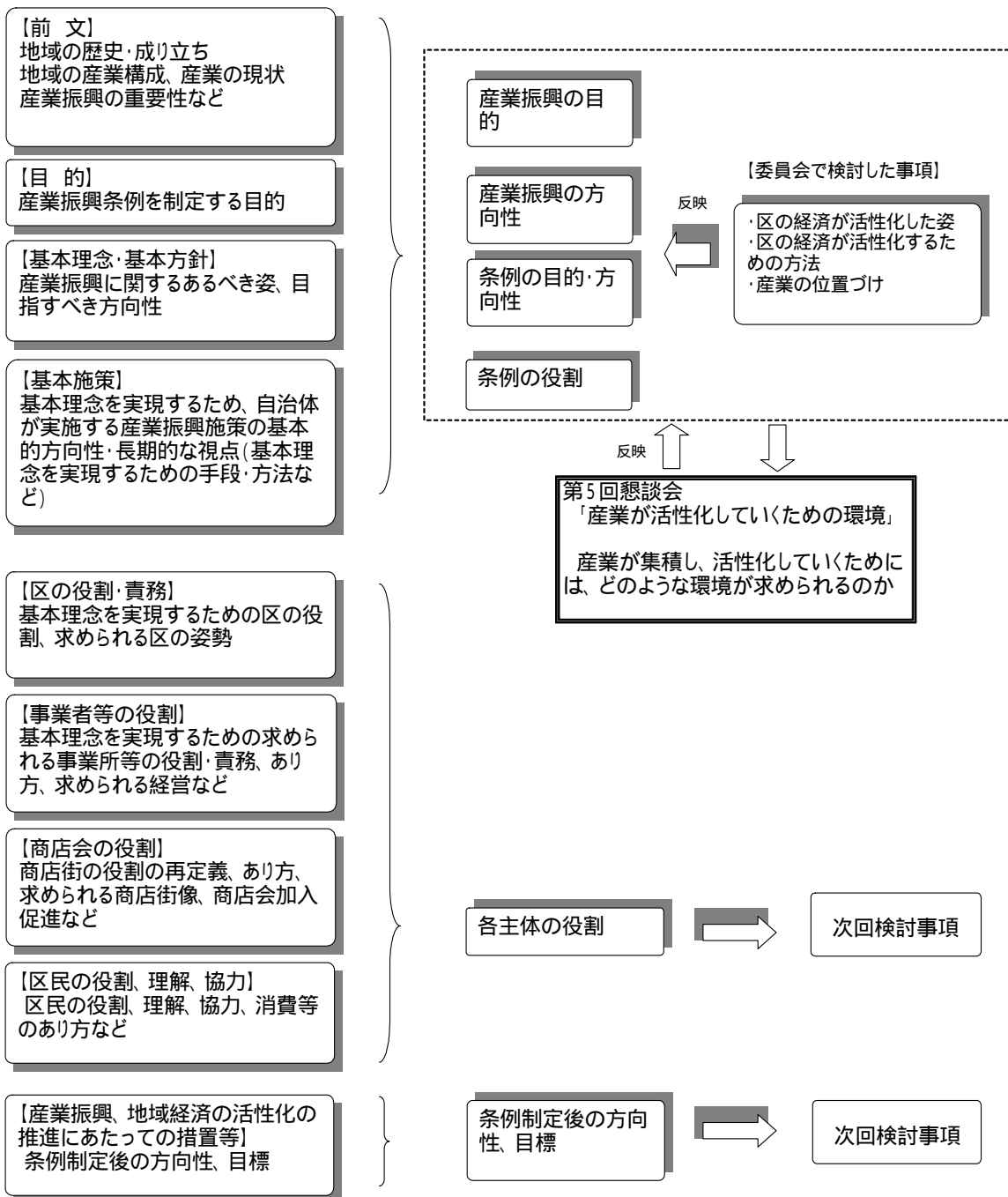
4 他自治体の条例名称

東京都23区			その他の自治体		
年	自治体名	条例名	年	自治体名	条例名
1979年	墨田区	墨田区中小企業振興基本条例	1987年	宮城県仙台市	仙台市商工業振興条例
1983年	港区	港区中小企業振興基本条例	2000年	長野県諏訪市	諏訪市中小企業振興基本条例
1990年	葛飾区	葛飾区中小企業振興基本条例	2001年	大阪府八尾市	八尾市中小企業地域経済振興基本条例
1991年	台東区	台東区中小企業振興に関する基本条例		群馬県	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例
1992年	千代田区	千代田区中小企業振興基本条例		宮城県塩竈市	塩竈市中小企業振興条例
1995年	大田区	大田区産業のまちづくり条例	2002年	埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例
	中央区	中央区中小企業の振興に関する基本条例		新潟県燕市	燕市中小企業振興条例
1999年	世田谷区	世田谷区産業振興基本条例	2003年	東京都八王子市	八王子市いきいき産業基本条例
2000年	目黒区	目黒区中小企業振興基本条例	2004年	千葉県習志野市	習志野市産業振興基本条例
2004年	杉並区	杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例	2006年	福島県	福島県中小企業振興基本条例
2005年	足立区	足立区経済活性化基本条例	2007年	兵庫県宝塚市	宝塚市産業振興基本条例
	板橋区	板橋区産業活性化条例		東京都三鷹市	三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例
	荒川区	荒川区産業振興基本条例		千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例
	練馬区	練馬区産業振興基本条例		京都府	京都府中小企業応援条例
	豊島区	豊島区商工振興条例		北海道帯広市	帯広市中小企業振興基本条例
	文京区	文京区商店街の振興に関する条例		静岡県富士市	富士市中小企業振興基本条例
	渋谷区	渋谷区新たな商業振興のための条例		北海道	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例
中野区	中野区商店街の活性化に係る事業者の相互協力等に関する条例	北海道下川町	下川町中小企業振興基本条例		
2006年	北区	東京都北区商店街の活性化に関する条例	青森県	青森県中小企業振興基本条例	
2008年	江東区	江東区地域経済活性化基本条例	2008年	札幌市	札幌市中小企業振興条例
				徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例
				沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例
				奈良県	奈良県中小企業振興基本条例
				熊本県菊池市	菊池市中小企業振興基本条例
				熊本県山鹿市	山鹿市商工業振興基本条例
				東京都町田市	町田市産業振興基本条例
				石川県野々市町	野々市町中小企業振興基本条例
			千葉県八千代市	八千代市産業振興基本条例	
2009年			神奈川県	神奈川県中小企業活性化推進条例	
			北海道釧路市	釧路市中小企業基本条例	
			北海道別海町	別海町中小企業振興基本条例	

注) 他自治体のHPより作成

5 論点整理

【条例構成例】



【各委員発言 抜粋】

【条例の役割】

- ・地方自治体が、地域産業を振興することを、自治体の内部に対して明確にする
- ・地域の産業に対して、地方自治体の姿勢を示す
- ・行政の姿勢の継続性を担保する
- ・意識改革を可能にするひとつの手法
 - 区内部の意識改革 = 区職員の意識改革
 - 区民の意識改革

【条例の目標】

- ・地域のにぎわい、活性化 地域経済のさらなる発展、活性化

【条例の方向性】

- ・新宿の特徴・特色をふまえ、めざす姿を具体的に示す
- ・中小企業を単に守るため、保護するための条例であってはならない
- ・「行政の姿勢」と「情報の発信」が重要である

【新宿の特色、特徴について】

- ・大消費地、大経済圏である
- ・多様性がある
- ・事業活動しやすい
- ・エンターテインメントのまちとしての魅力がある

【区の経済が活性化した姿、活性化するための方法】

- ・産業の豊かな集積を通じて区民にとって活力に溢れる豊かで魅力的な地域を作っていく
- ・”正しい(いい)企業”を増やす
- ・創業、開業の促進
- ・既存の企業の質を高め活性化させていく
- ・人が集まる仕掛け
- ・地域性、まちづくりに生かす

【産業の位置づけ】

- ・地域と地域産業の繁栄は不可分
- ・産業が産業を生むわけではなく、産業は生活の中で作られるもの

【区の役割】

- ・創業・開業の支援、環境整備、既存企業の活性化支援、人材育成支援、情報発信

【企業の役割】

- ・正しい経営を行う、人材育成、情報発信

【商店会の役割】

- ・個店に対する、他では代替できない機能や価値を「見つける」「教える」「引き出す」手伝い、人材育成

【検証】

- ・条例制定後、その結果、どうなったのか検証できるようにしてほしい

6 今後の懇談会スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	パブリック・コメント実施 (区)			第10回
	各主体の役割について	報告書案 条例素案 の検討	報告書 条例素案 の検討 決定	区長へ報告書 条例素案 提出				パブリック・コメント 結果報告